

クラウドサービスと著作権法

2013年8月7日
 一般社団法人 新経済連盟

1

新経済連盟について

名称	一般社団法人 新経済連盟
設立	2010年2月 「eビジネス推進連合会」として発足 2012年6月 「新経済連盟」に名称変更
目的	① eビジネス、ITビジネスをはじめとした様々な新産業の発展を通じ、国政の健全な運営、地域社会の健全な発展に資すること ② 新産業の公正かつ自由な経済活動の確保、促進及びその活性化による国民生活の安定向上に寄与すること
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ■政策提言(政策提言、意見書、要望書等の提出) ■調査・研究 ■各種勉強会や経済フォーラムの開催 等
会員数	815社(一般会員:337社、賛助会員:478社)

2

■ 媒体に固定されない「コンテンツ」の概念の普及

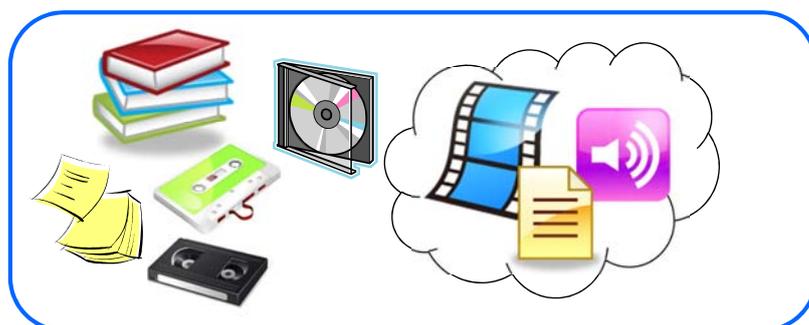


好きなときに、好きな場所で、
好きなデバイスで、
手軽に視聴したい

■ 場所を固定しない「デバイス」の普及



■ ユーザーにとっては「物」も「データ」も
自分が視聴できる「コンテンツ」



自分が視聴できるコンテンツは、手軽にいつでもどこからでもアクセスしたい



ユーザー

- ・事業者がそのニーズに応える
- ・全く新しい視聴環境を提供する
- イノベーションが生まれるきっかけ

自分が視聴できるコンテンツは、手軽にいつでもどこからでもアクセスしたい



事業者



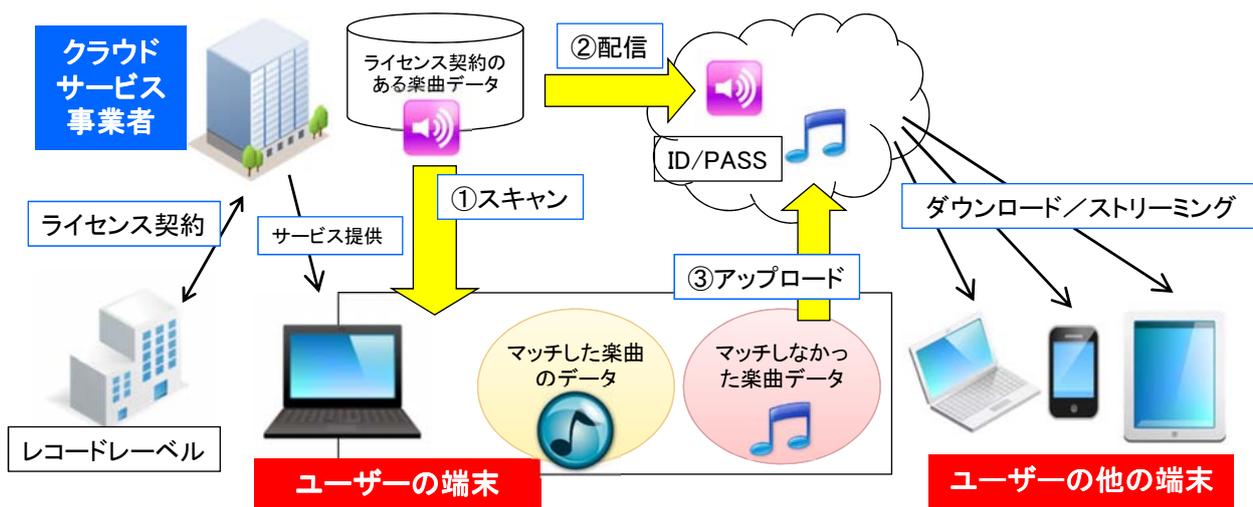
ユーザーのニーズに応じて、新たな視聴環境を提供したい。海外で行われているようなサービスを日本で展開したい。



アメリカで既に行われているサービスを日本でも実現しようとする、法的リスクが存在

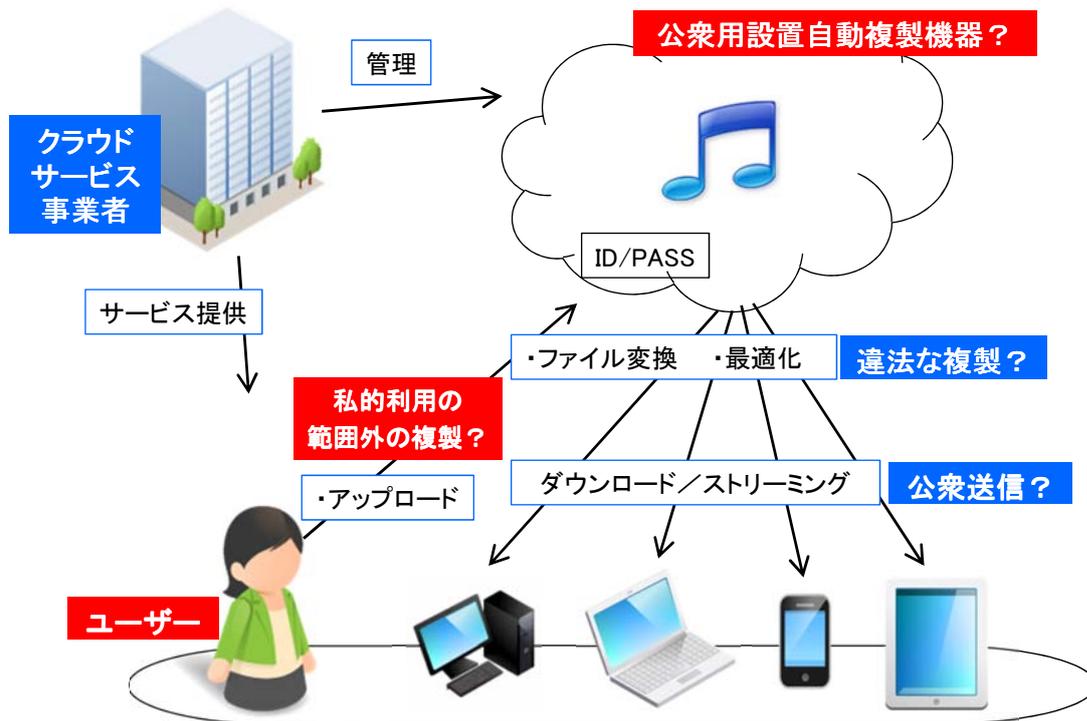
例：スキャン&マッチ型音楽クラウドサービス

スキャン&マッチ型音楽クラウドサービス



- ①ユーザーが予め端末内に持っている楽曲をスキャンし、事業者がライセンス契約に基づき配信可能な楽曲とマッチすれば、ユーザーがアップロードすることなく、②事業者側がクラウドに当該楽曲を配信
- ③マッチしなかった楽曲（配信ライセンスの契約をしていないレーベルの楽曲）については、ユーザーの端末からクラウドにアップロードし、コンテンツロッカー型のサービスを提供
- 現時点で同じサービスは日本では提供されていない

マッチしなかった楽曲＝コンテンツロッカー型サービス



7

事業者を萎縮させる法的リスクの存在

- 著作物の利用行為主体
ユーザーの利用行為が適法であっても、そこに手を貸すことで、事業者が利用行為の主体になってしまう恐れ
- 私的利用の例外(30条1項1号)
事業者が管理するサーバーが、公衆用設置自動複製機器にあたり、私的利用の対象外となる恐れ
- 公衆送信該当性
ユーザーが利用するサーバー内の一定領域が、ID/パスワード等により特定ユーザーのみアクセスできるという1対1の関係でも、「公衆送信」とされてしまう恐れ

8

『クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究報告書』

- 「クラウドコンピューティング」と著作権法との関係を観念的に捉えるべきではない
- ①著作物の利用行為主体
②私的利用(30条1項)
③公衆の概念 などに課題があるが、いずれも従来から指摘されている課題であり、クラウド固有の問題ではない
- クラウドサービス固有の問題として著作権法の改正が必要であると認められない

 固有の問題ではないとすれば、デジタル時代の根本的な問題として、インターネットの利用と時間/場所/デバイスシフトを前提とした法制度の検討が必要。

また、それを前提とした円滑な権利処理の仕組みが整備され、新たなビジネスモデルが生まれれば、権利者・事業者・ユーザーそれぞれにとって有益